中間検証報告書を踏まえた取組の進捗状況について

令和3年3月 法務省民事局

中間検証報告書を踏まえた取組の進捗状況等

- 1 任意後見制度及び保佐・補助類型の利用促進
- 成年後見制度に関する法務省のパンフレット・ホームページを改訂(資料1)
 - 任意後見制度に関する説明の充実化
 - ・ 任意後見制度及び保佐・補助類型の事例について、よりメリットを感じられる内容に修正
 - 2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及
- 〇 平成31年4月~ 成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議
- 令和2年11月 既に導入されている**後見制度支援預貯金の仕組みの導入が困難な金融機関** における対応策について取りまとめ(資料2)
- 〇 引き続き、**保佐・補助制度の下でも利用可能な預貯金管理の仕組み**を検討中
- 3 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保
- 成年後見制度に関する法務省のパンフレット・ホームページを改訂
 - ・ 任意後見制度に関して、「任意後見人となる者は、本人の判断能力が低下した場合には、速やか に任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められる」旨の記載を追加
- 来年度以降, **任意後見監督人の選任を促す通知等**を送付予定 その際, 任意後見契約の当事者に対する**利用状況に関する調査**を実施予定
 - 4 会社法等の改正に関する周知
- 成年後見制度に関する法務省のパンフレット・ホームページを改訂(資料3)
 - 「会社法の一部を改正する法律」に関するQ&Aを新設, 改正内容や運用上の留意点などを記載

❷ 任意後見制度とは,どんな制度ですか?



本人が十分な判断能力を着する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で是めておき、本人の判断能力が不干分になった後に、任意後見入が委任された事務を本人に代わって行う制度です。







(10) 任意後見人はいつから委任された事務を 始めるのですか?



A 任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。任意後見 人は、この時から、任意後見契約で委任された事務を本人に代わって行います。

なお、任意後覚入となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、遠やかに任意後覚監督人の選択の単立てをすることが認められます。

(11) 任意後見監督人の役割は何ですか?



本、任意後見監督人の役割は、任意後見人が任意後見契約の内容とおり、適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして監督することです。また、本人と任意後見人の利益が相反する法律行為を行うときに、任意後見監督人が本人を代理します。任意後見監督人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

(12) 任意後見監督人にはどのような人が 選ばれるのでしょうか?



A 任意後見監督人は、家庭裁判所によって選任されますが、その役割等から、本人の親族等ではなく、第三者(弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律、福祉に関わる法人など)が選ばれることが多くなっています。なお、任意後見人となる方や、その近い親族(任意後見人となる方の配偶者、置案血族及び兄弟姉妹)等は任意後見監督人にはなれません。

任意後見監督人 選任事例

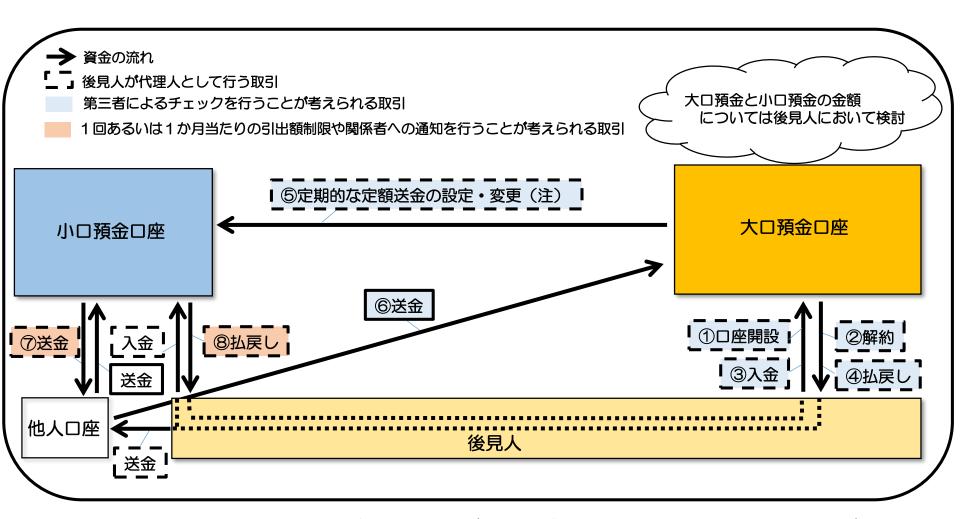


●本人の状況: 脳梗塞による認知症の症状 ●任意後見人: 長女 ・住意後見人: 長女 ・任意後見監督人: 弁護士

本人は、記憶力や体力に衰えを感じ始めたことなどから、将来に備えて、できる傾り自宅で生活を続けたいといった生活に関する希望などを伝えた上で、復女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳硬塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状も現れました。そのため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判を申し立て、家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。

長女は、任意後見人として、事前に把握していた本人の意向を尊重し、本人が在宅で福祉サービスを受けられるようにしました。

不正防止策として考えられる仕組みのイメージについて



(注)定期的な定額送金サービスの設定のない金融商品も許容されるが、これは、各金融機関において定期的な定額送金サービスが設定された金融商品の導入に至るまでの間にやむを得ずに講じる次善の方策として位置付けられている。

株式会社の取締役をしていますが、 後見開始の審判を受けた後も、 取締役を続けられるのでしょうか?



A 学和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見入及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等を踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、第び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

